

人を助ける 人を支える

一般社団法人 宗教者支援協会とは

各専門家を相談員に迎え、
宗教者の皆様と共に信者様の
「どうしたらいいの?」に
寄り添う非営利団体です。

宗支協グループ

収益の一部は災害支援や
慈善事業への助成など、
宗教者が行う公的活動支
援に役立てられております。

相続後見支援 センター

相続に関する手続きを
専門家がワンストップで
サポートする機関です。
(一般社団法人 つむぐ)

助成実績

- 食材提供支援・助成金支援
- 石川県能登半島地震被災地支援・助成金支援
- こども食堂宅配バイク贈呈
- こどもネイル体験教室講師派遣

YouTube
相続後見
支援センター



HP
一般社団法人
つむぐ



HP
ミチコネクト



HP
建物修理
支援センター
つむぐ



HP
境内地ネット



HP
空き家ネット



HP
一般社団法人
宗教者支援協会



HP
競売回避
支援センター



HP
宗教者葬儀紹介
ネットワーク



団体概要

団体名	(非営利型) 一般社団法人 宗教者支援協会
代表理事	若狭 一廣
所在地	(本 社) 東京都荒川区西尾久5丁目8番7号 (事務局) 神戸市東灘区深江北町4丁目10番15号 大植ビル2階
電話番号	078-855-4630
メールアドレス	info@shukyosha-shien.net
事業内容	宗教者が檀信徒及び地域社会などに対して行う 公益的な活動に対し、必要な支援を行い宗教者 を通じた地域社会への貢献に寄与することを目的 とする
設 立	2023年(令和5年)6月1日
基 金	有(理事会・監事設置法人)
相談実績	神社神道 教派神道 仏教各宗 その他諸宗
顧問	顧問弁護士: 浅井総合法律事務所
保有資格	弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・行政書士 不動産鑑定士・建築士・土地家屋調査士・ 宅地建物取引士・FP・社会保険労務士・ 損害保険トータルプランナー・ 賃貸不動産経営管理士 その他国家資格者名籍

関連コンテンツ



任意売却専門
競売回避支援センター



空き家ネット
agushikyosha.net



建物修繕支援センター
TUMUGI



宗教不動産専門検索サイト
境内地ネット
keidaichi.net



宗教者が運営する超宗派の公益団体の提供サービス
MichiConnect



宗教者葬儀紹介ネットワーク



全国
ご相談に
対応可!

相談
無料

ご相談はこちら

電話でのご相談は9:00 ~ 17:00(土日祝定休)

電話 078-855-4630

WEB 問い合わせフォームはこちら →



相続、終活は お任せください

相続は、生前のご準備が重要です。

- 今だからこそ「生前の対策」
- もしものときの「相続手続きの支援」

元気な今だからこそ、落ち着いてお話しすることができます。

こちらのご案内は、
これからのことを、少しだけ考えるきっかけとしてご用意しました。

「今すぐ決めなくてはいけない」ものではありません。
気になることがあれば、ご家族や身近な方と相談しながら、
ひとつずつ考えていただければと思います。



一般社団法人宗教者支援協会正会員



相続後見支援センター



一般社団法人 つむぐ

当センターが相続の不安に寄り添います。どんなことでもご相談ください。

STEP
01

生前のお悩み



自分のため、そして遺される人のために

この準備は、将来の自分自身のため、そして困ることになる家族や身近な人のためのものです。

認知症対策や税金対策、お墓じまい、遺されたご家族での相続争い対策など、様々なお悩みをお持ちかと思います。

このようなお悩みは、お元気なうちにしか対策できません。

右記の項目をチェックしてみましょう。▶▶▶▶

相続手続きのお悩み



100種類以上にも及ぶ相続手続き

身近な方が亡くなられた後、遺されたご家族には膨大な事務手続きが待っています。その数は100種類以上にも及ぶと言われています。

不動産の名義変更、銀行の解約、遺族年金の請求、相続税の申告など、様々なお手続きがございます。

慣れないお手続き、法律用語に心労もたまることでしょう。

右記、ご不安な項目をチェックしてみましょう。▶▶

STEP
02

こんなときに

こんなことでお困りではありませんか？

- ☐ 親の預貯金を、介護費用に使えるようにしておきたい
- ☐ 認知症になると口座が凍結されると聞いて不安
- ☐ 認知症になる前にできる対策を急ぎたい
- ☐ ひとり身なので、判断ができなくなった後が心配
- ☐ うちは相続税がかかるのか知っておきたい
- ☐ 亡くなった家族の手続き、何から始めればいいのかわからない
- ☐ 子どもたちに、煩雑な手続きや相続争いで苦勞をかけたくない
- ☐ 自分の死後、納骨や家の片付けを誰に頼めばいいか不安
- ☐ 亡くなった祖父の名義の土地・建物をそのままにしている。
※令和6年には「相続登記」が義務化され、罰則の対象となりました。
早めにご相談ください。
- ☐ 故人が株取引をしていたかどうかがわからない
- ☐ 入院、施設入居時に保証人が居ない



STEP
03

当センターがサポートいたします



ご相談いただいた問題を専門家が迅速に解決

- 遺言書の作成サポート
- 家族信託
ご家族が代わりに行う財産管理
- 任意後見契約サポート
ご本人に代わる法律行為や身上監護
- 身元保証サポート
- 死後事務委任契約サポート
- 預貯金や各種手続きの解約
- 不動産の名義変更
- 相続税の申告
- 戸籍収集



私たち相続のプロが、お一人おひとりのご事情やお気持ちを大切にしながら、必要な手続きを整理し、専門家と連携して進めます。

「今すぐ決めなくてはいけない」ものではありません。
気になることがあれば、
まずはご相談ください。



ご相談はこちら

電話でのご相談は9:00～17:00(土日祝定休)

電話 **078-855-4630**